

山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流地域森林計画及び 富士川中流地域森林計画の変更について

1 策定及び変更に係る現在までの手続き

令和5年10月31日に開催した令和5年度第1回森林審議会において計画案について審議を行った後、次の手続きを実施した。

(1) 計画案の縦覧

- ・ 根拠：森林法第6条第1項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。
- ・ 縦覧期間：令和5年11月7日（火）～12月1日（金）
- ・ 縦覧場所：各計画区域を所管する林務環境事務所

(2) 計画案の意見聴取

- ・ 根拠：
 - ① 森林法第6条第3項：都道府県知事は、縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、関係市町村長及び関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。
 - ② 森林法の運用について（林野庁長官通知）：地域森林計画をたて、又はこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。
- ・ 意見聴取期間：12月4日（月）～12月13日（水）

2 縦覧・意見聴取で寄せられた意見

内 容	意見等	地域森林計画の修正
縦覧	なし	なし
意見聴取（市町村）	なし	なし
意見聴取（関東森林管理局）	なし	なし
意見聴取（関東経済産業局）	なし	なし

3 地域森林計画案の主な修正点

計画案の縦覧期間中に、農林水産大臣への協議手続きに先立ち、計画案の事前調整を行った結果、次のとおり修正を行った。

- 項 目：Ⅱ第3の6（5）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
- 意見等：合法伐採木材の流通促進の観点を追記してはどうか。
- 対 応：次のとおり記載を追加する。

合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採された県産木材の流通及び利用について、関係者一体となって推進を図る。※掲載頁：資料1-2（山梨東部地域森林計画）P.46

4 今後の手続き

森林法第6条第5項に基づく農林水産大臣への協議を行い、同意を得て計画が決定となる。計画決定後、公表する。